

中新川訪問看護ステーション運営規程

令和7年3月31日

公示第6号

(目的)

第1条 この規定は、中新川広域行政事務組合（以下「組合」という。）が開設する中新川訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行なう訪問看護及び介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員その他の従事者（以下「看護師等」という。）が、在宅において継続して療養を受ける状態にある者で、主治医が訪問看護等の必要を認めた療養者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の状況を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援する。

2 ステーションは、事業の運営に当たって、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、医療及び福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 訪問看護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
中新川訪問看護ステーション	富山県中新川郡上市町法音寺51番地
中新川訪問看護ステーション立山サテライト	富山県中新川郡立山町前沢1169番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者（常勤の保健師又は看護師） 1名

- ア ステーションの運営に係る事務を総括する。
- イ ステーションの職員を管理し、適切な訪問看護等が行われるよう指揮監督する。
- ウ 訪問看護等の取扱いについて、総合的に支障が生ずることがないように努め、各関係機関との連絡調整をする。

エ ステーションの設備及び備品等について、衛生的に管理する。

(2) 看護職員（保健師、看護師又は准看護師） 常勤換算2.5名以上（管理者含む。）

- ア 管理者を補佐する。
- イ 訪問看護の実施及び必要書類を作成する。

(3) 理学療法士及び作業療法士等 若干名

ア 訪問リハビリテーション等の実施及び必要書類を作成する。

2 その他、業務の状況に応じて、事務職員等を配置することができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとする。

- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- (3) 必要に応じて、営業日時間外の日においても訪問看護等を実施することができる。
- (4) 電話等により 24 時間連絡・対応が可能な体制とする。

(利用対象者)

第 6 条 訪問看護等の利用者は、第 17 条に定める通常の事業の実施地域に居住し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）その他の法律（以下「医療保険等」という。）の規定による訪問看護等に関する給付を受けることができる者で、疾病、負傷等により住宅において療養を受ける状態にあり、主治医が訪問看護等を必要と認める者とする。

(利用申請手続等)

第 7 条 訪問看護等を利用するときは、中新川広域行政事務組合訪問看護及び介護予防訪問看護実施条例施行規則（平成 28 年規則第 4 号。以下「規則」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づく次の各号の書類等を組合管理者に提出しなければならない。この場合において、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）その他の法律の規定により被保険者証、被扶養者証、組合員証又は加入者証を、障害者総合支援法に規定された自立支援医療受給者証を、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による介護給付を受けようとするときは同法に規定された被保険者証を提示しなければならない。

- (1) 訪問看護又は介護予防訪問看護申請書
- (2) 主治医が発行する訪問看護又は介護予防訪問看護指示書
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、組合管理者が必要と認める書類

2 組合管理者は、前項の申請があったときは、承認又は不承認を決定し、規則第 3 第 2 項に定める訪問看護又は介護予防訪問看護決定通知書により通知するものとする。

(掲示)

第 8 条 ステーションは、運営規程の概要、看護師等の勤務体制及びサービスの選択の資すると認められる重要な事項を、事業所の見やすい場所及びウェブサイトに掲示しなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第 9 条 ステーションは、訪問看護等の提供に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、看護師等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項につき、文書を交付その他適切な方法により明示して説明を行い、当該訪問看護等提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(訪問看護等の提供の開始及び終了等)

第 10 条 ステーションは、訪問看護等の提供に際し、利用申込者の主治医が発行する訪問看護又は介護予防訪問看護指示書に基づき、業務に従事しなければならない。

2 ステーションは、利用申込者が必要とする療養上の世話の程度によって訪問看護等の提供を拒んではならない。

3 ステーションは、利用申込者の病状、当該ステーションの通常の実施地域等を勘案し、自ら適切な訪問看護等を提供することが困難であると認めた場合には、速やかに主治医への連絡を行い、適当な他の訪問看護等の紹介等の必要な措置を講じなければならぬ。

ればならない。

- 4 ステーションは、訪問看護等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他のサービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
- 5 ステーションは、利用者の病状及び心身の状態について、定期に主治医に訪問看護等の提供の継続の要否を相談しなければならない。
- 6 ステーションは、訪問看護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族等に対して適切な指導を行うとともに、主治医に対する情報の提供及び地域包括支援センター等との連携に努めなければならない。

(訪問看護等の内容)

第 11 条 訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般状態、病状、精神状態、障害の観察
 - (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
 - (4) 褥瘡の予防・処置
 - (5) リハビリテーション
 - (6) ターミナルケア
 - (7) 認知症患者の看護
 - (8) 療養生活や介護方法の相談及び指導
 - (9) カテーテル等の管理
 - (10) その他医師の指示による医療処置及び在宅療養上必要な援助
 - (11) 日常生活の自立に向けた援助
- 2 訪問看護等の実施時間は、医療保険及び自立支援医療においては、1日1回の訪問につき30分から1時間30分程度を基準とし2時間を超えないものとする。また、訪問回数は利用者一人につき週3回を限度とする。ただし、別に厚生労働大臣の定める疾病等の利用者については、この限りではない。
 - 3 介護保険を利用する者においての実施時間は、介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画、又は介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画に基づいて行うものとする。

(取扱方針)

第 12 条 訪問看護等は、利用者の心身の状況を踏まえて、療養上適切に行うとともに、日常生活の充実に資するよう行わなければならない。特に、療養上の目標を設定し、漫然かつ画一的なものとならないよう、計画的に行わなければならない。

- 2 具体的な訪問看護等の方針は、次のように定めるものとする。

- (1) 訪問看護指示書又は介護予防訪問看護指示書及び訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書」という。）に基づき、利用者の心身の機能の維持、回復及び向上を図るよう適切に行うこと
- (2) 療養上必要な事項は理解しやすいように指導すること。
- (3) 医学の立場を堅持して、利用者の心身の状態を観察し、心理状況が健康に及ぼす影響を十分配慮して指導を行うこと
- (4) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族等に対し適切な指導を行うこと。
- (5) 特殊な看護等については、これを行なってはならない。

- (6) 訪問看護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (7) 前号の身体的拘束を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(記録の記載)

第 13 条 ステーションは、利用者に対して行なった訪問看護等に関し、その者の連携ノートに必要な事項を記載するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第 14 条 ステーションは、訪問看護等を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに訪問看護等に関する指導に従わないとき。
- (2) 偽り、その他不正の行為によって訪問看護療養費及び介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(主治医との関係)

第 15 条 ステーションは、訪問看護指示書又は介護予防訪問看護指示書に基づき、利用者の病状及び心身の状態に応じ適切な訪問看護等を行うため、主治医との密接な連携を図らなければならない。

(利用料その他の費用の額)

第 16 条 ステーションは、利用者から医療保険等の規定に基づく基本利用料若しくは一部負担金又は介護保険法の規定に基づく自己負担金を徴収する。

- 2 ステーションは、医療保険等の規定に基づく訪問看護等の利用者から別表に定める他の手数料を徴収する。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から 1 キロメートル当たり 40 円を徴収する。
- 4 ステーションは、訪問看護等の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明を行い、同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第 17 条 通常の事業の実施地域は、富山県中新川郡上市町、立山町及び舟橋村の区域とする。

(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)

第 18 条 看護師等（准看護師を除く。）は、利用者ごとに訪問看護計画書及び訪問看護報告書又は介護予防訪問看護報告書（以下「訪問看護報告書」という。）を作成するものとする。

- 2 ステーションの管理者は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 3 ステーションは、主治医との連携を図り、適切な訪問看護等を提供するため、訪問看護報告書を定期的に主治医に提出しなければならない。

(緊急時の対応)

第 19 条 看護師等は、現に訪問看護等の提供を行なっているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時救急の手当を行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い指示を求めることその他の必要な措置を講じなければならない。

(職員の研修)

第 20 条 ステーションの管理者は、業務に従事する看護師等の資質の向上を図るため必要な研修を受けさせるものとする。

(記録の整備)

第 21 条 ステーションには、次の記録簿を完結の日から 5 年間備えておかなければならぬ。

(1) 管理に関する記録

- ア 事業日誌
- イ 職員の勤務状況、給与、研修に関する記録
- ウ 月間及び年間の事業計画表、事業実施状況表

(2) 他市町村等との連絡調整に関する記録

(3) 訪問看護等に関する記録

- ア 記録書
- イ 指示書、計画表及び報告書
- ウ 他市町村等に対する情報提供書

(4) 会計経理に関する記録

(5) 設備備品等に関する記録

(6) 身体的拘束等に係る記録

(7) 市町村への通知に係る記録

(8) 苦情の内容等の記録

(9) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(秘密保持)

第 22 条 ステーションの看護師等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を在職中並びにその職を退いた後においても漏らしてはならない。

2 ステーションは、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(苦情処理)

第 23 条 ステーションは、提供した訪問看護等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 ステーションは、提供した訪問看護等に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 ステーションは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善を市町村に報告しなければならない。

5 ステーションは、提供した訪問看護等に係る当該利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定

する国民健康保険団体連合会をいう。以下に同じ。)が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 ステーションは、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第24条 ステーションは、利用者に対する訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、組合管理者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 ステーションは、利用者に対する訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(同居家族に対する訪問看護等の禁止)

第25条 ステーションは、看護師等にその同居の家族である利用者に対する訪問看護等の提供をさせてはならない。

(虐待防止に関する事項)

第26条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 看護師等に対し、虐待の予防のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 サービス提供中に、看護師等又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する物)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第27条 ステーションは、利用者が保険者に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、介護保険法第41条第6項の規定による法定代理受領サービスに該当しない訪問看護等に係る費用の支払を受けた場合は、提供した訪問看護等の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(衛生管理等)

第28条 ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事務所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 ステーションは、事務所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。

- (2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) ステーションにおいて、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 29 条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 ステーションは、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策)

第 30 条 ステーションは、ハラスメント対策のための対応を、次のとおりとする。

- (1) 職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- (2) カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- (3) 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、看護師等に周知・啓発する。

- (4) 相談対応のための担当者や窓口を定め、看護師等に周知する。

(中新川訪問看護連絡協議会の設置)

第 31 条 ステーションには、訪問看護事業の円滑な推進を図るため、中新川訪問看護連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

- 2 連絡協議会は、医療、福祉関係の代表者及びその他組合管理者が必要と認めた者をもって構成し、委員は組合管理者が委嘱する。
- 3 連絡協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 事業にかかる連絡調整
- (2) 事業の検討及び評価
- (3) その他必要な事項

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 連絡協議会に会長及び副会長それぞれ一人を置くものとする。

- (1) 会長は、医師会長の職にある者とし、副会長にあっては、会長が委員のうちから指名するものとする。

- (2) 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

- 6 連絡協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 7 連絡協議会は、年1回開催するものとし、その他必要がある場合は、随時開催するものとする。

- 8 連絡協議会の事務は、組合において処理する。

(その他)

第 32 条 この規程に定めるもののほか、ステーションの運営について必要な事項は別に

定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

別表（第 16 条関係）

種類	区分	定義	手数料の額
その他の手数料	時間外手数料金	規程に定める利用時間以外の利用	1 回(2 時間)につき 800 円
	超過手数料	1 回当たりの訪問看護等の時間が 2 時間を超える利用	30 分までごとに 700 円